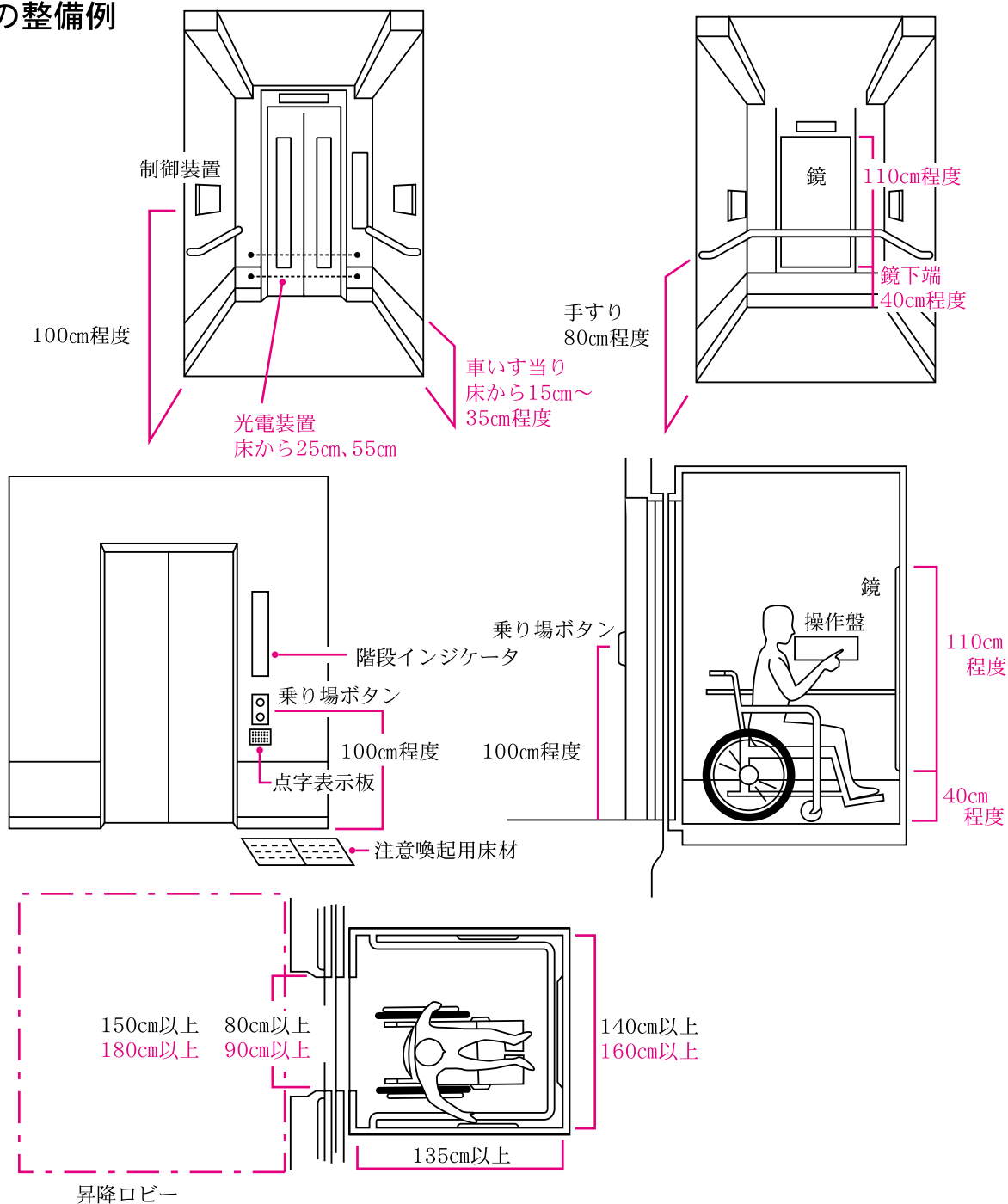


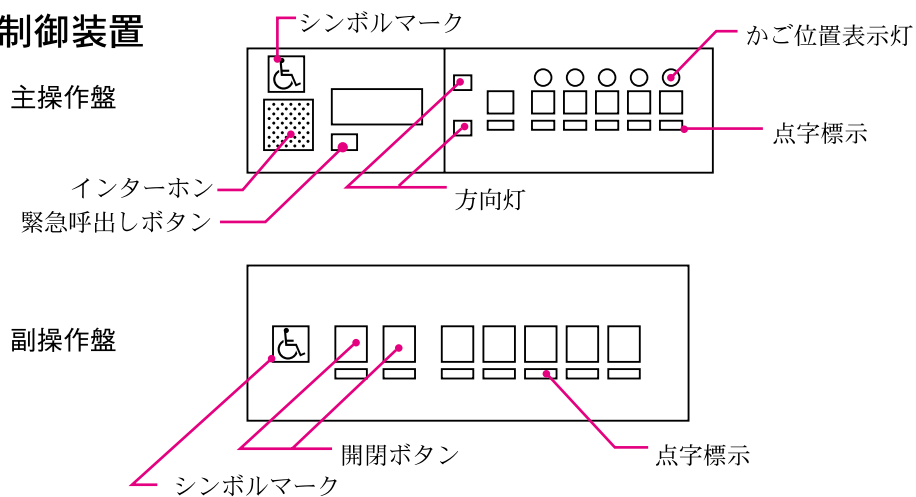
## 4 / 昇降機

項目	整備基準	望ましい基準
	<p>① 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上に通ずる出入口がない階を有する一般都市施設（盲学校、聾学校又は養護学校以外の学校、共同住宅、工場、卸売市場を除く。）で床面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること。</p>	<p>◀ 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上に通ずる出入口がない階を有する施設にはエレベーターを設けること。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">エレベーター</p> <p>幅</p> <p>奥行き</p> <p>平面形状</p> <p>音声装置</p> <p>手すり鏡</p> <p>出入口</p> <p>制御装置</p> <p>ロビー</p> <p>音声装置</p> <p>標示</p>	<p>② ①に規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>③ かごの幅は、内法を140センチメートル以上とすること。</p> <p>④ かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。</p> <p>⑤ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。</p> <p>⑥ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>⑦ かごの左右両側面に手すりを設けること。</p> <p>⑧ かごの正面壁面には、戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>⑨ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>⑩ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>⑪ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（⑩に規定する制御装置を除く。）は、点字により表示する等視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>⑫ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150センチメートル以上とすること。</p> <p>⑬ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>⑭ 障がい者国際シンボルマークなどにより標示すること。</p> <p>⑮ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p>	<p>◀ かごの幅は、160センチメートル以上とすること。</p> <p>◀ 内法を90センチメートル以上とすること。</p> <p>◀ 内法を180センチメートル以上とすること。</p>

## かご・ロビーの整備例



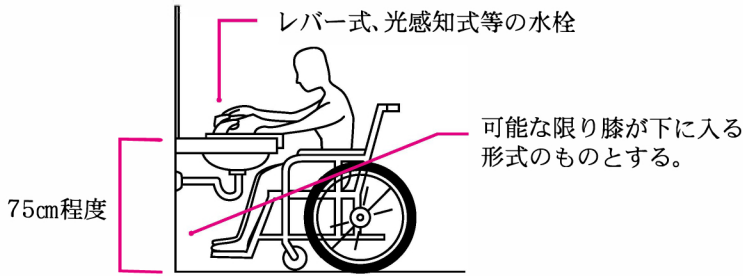
## 車いす使用者用制御装置



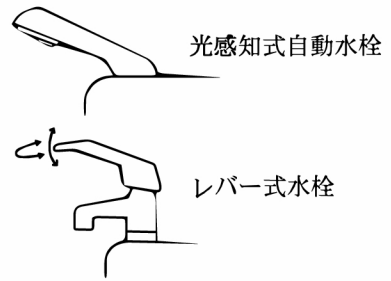
## 5 / 車いす使用者用便所等

項 目	整 備 基 準	望 ま し い 基 準
車いす使用者用便所 配 置 出入口 段 差 戸 洗面器 設 備 標 示 オストメイト 乳幼児用 設 備 非常通報 装 置	<p>① 用途面積が2,000平方メートル以上の一般都市施設（共同住宅を除く。）にあつては、車いす使用者が利用できることができる便所を設けるものとし、次に定める構造とすること。</p> <p>② 車いす使用者が安全かつ容易に利用できること。かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車いす使用者用便房」という。）が設けられていること。</p> <p>③ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>④ 車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>⑤ 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が安全かつ容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>⑥ 洗面器の上端の高さは70センチメートル以上80センチメートル以下とし、下端の高さは60センチメートル以上とし、1以上の洗面器の給水栓は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものとすること。</p> <p>⑦ 車いす使用者用便房内に設ける設備は、操作しやすいものとすること。</p> <p>⑧ 障がい者国際シンボルマークなどにより標示すること。</p> <p>⑨ オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）に対応することができる構造の水洗器具等を設けた便房を設けること。その水洗器具等とは以下をいう。                      ア) 専用の汚物流しと水洗器具を取付けたもの。イ) 温水シャワーを取付けたもの。ウ) 姿見鏡を設け、ペーパーホルダー及び石鹸水を取付けたもの。エ) オストメイト対応設備を設けたトイレであることを表示したもの。</p>	<p>◎ 各階に1（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、各階にそれぞれ1）以上の車いす使用者用便所を設けること。</p> <p>◀ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を90センチメートル以上とすること。</p> <p>◎ 車いす使用者用便房のない便所は、車いす使用者用便房のある便所に近接して設けること。（車いす使用者用便房のない便所に腰掛便座及び手すりのある便房が1以上ある場合を除く。）</p> <p>◎ 各階に1（男子用及び女子用の区別がある場合は、各階にそれぞれ1）以上の便所には、乳幼児を置くことができる設備を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>◎ 各階に1（男子用及び女子用の区別がある場合は、各階にそれぞれ1）以上の便所には、乳幼児のおむつ替えができる設備を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>◎ 非常通報装置を設置すること。</p>
便 所 戸 洗面器 出入口 床置き式 小便器 手すり 腰掛便座 乳幼児用 設 備 非常通報 装 置	<p>② 不特定かつ多数の者の用に供する便所のうち1（男子用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ1）以上の便所は、次に定める構造とすること（共同住宅を除く。）。</p> <p>① 便所の出入り口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>② 洗面器の上端の高さは70センチメートル以上80センチメートル以下とし、下端の高さは60センチメートル以上とし、1以上の洗面器の給水栓は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものとすること。</p> <p>③ 用途面積が2,000平方メートル以上の一般都市施設（共同住宅を除く。）にあつては、男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器その他これらに類する小便器を1以上設けること。</p>	<p>◎ 便所の出入り口の幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>◎ 多数の者が利用する男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、手すり付きの床置き式の小便器、壁掛式の小便器、その他これらに類する小便器を1以上設けること。</p> <p>◎ 便房には手すりを設けること。</p> <p>◎ 男女それぞれの便所に腰掛便座のある便房を1以上設けること。</p> <p>◎ 1（男子用及び女子用の区別がある場合は、それぞれ1）以上の便所には、乳幼児を置くことができる設備を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>◎ 1（男子用及び女子用の区別がある場合は、それぞれ1）以上の便所には、乳幼児のおむつ替えができる設備を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>◎ 非常通報装置を設置すること。</p>

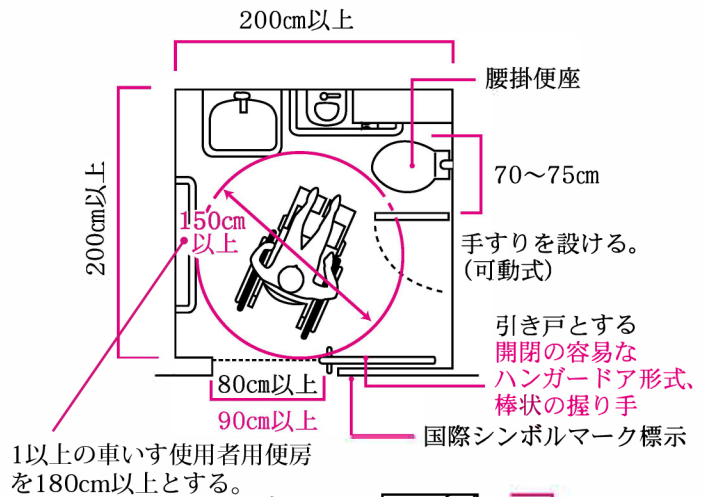
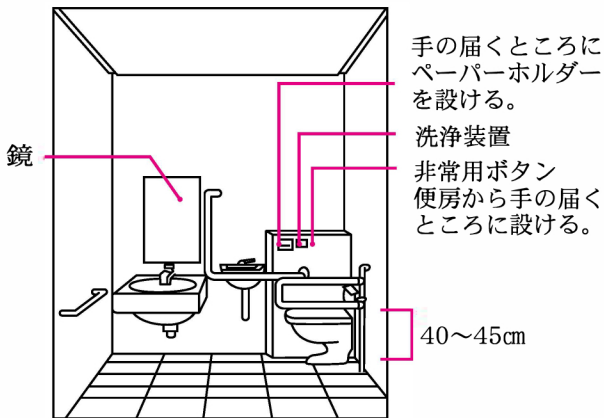
## 車いす使用者用洗面器の例



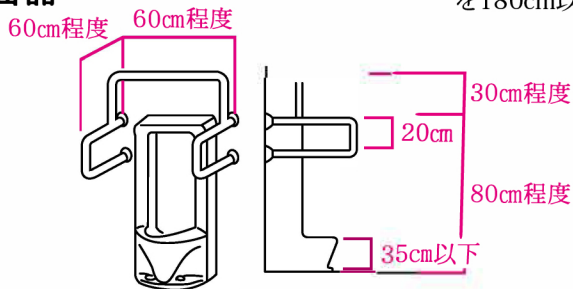
## 水栓器具



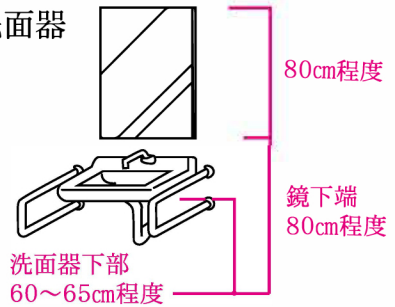
## 車いす使用者用便房の整備例



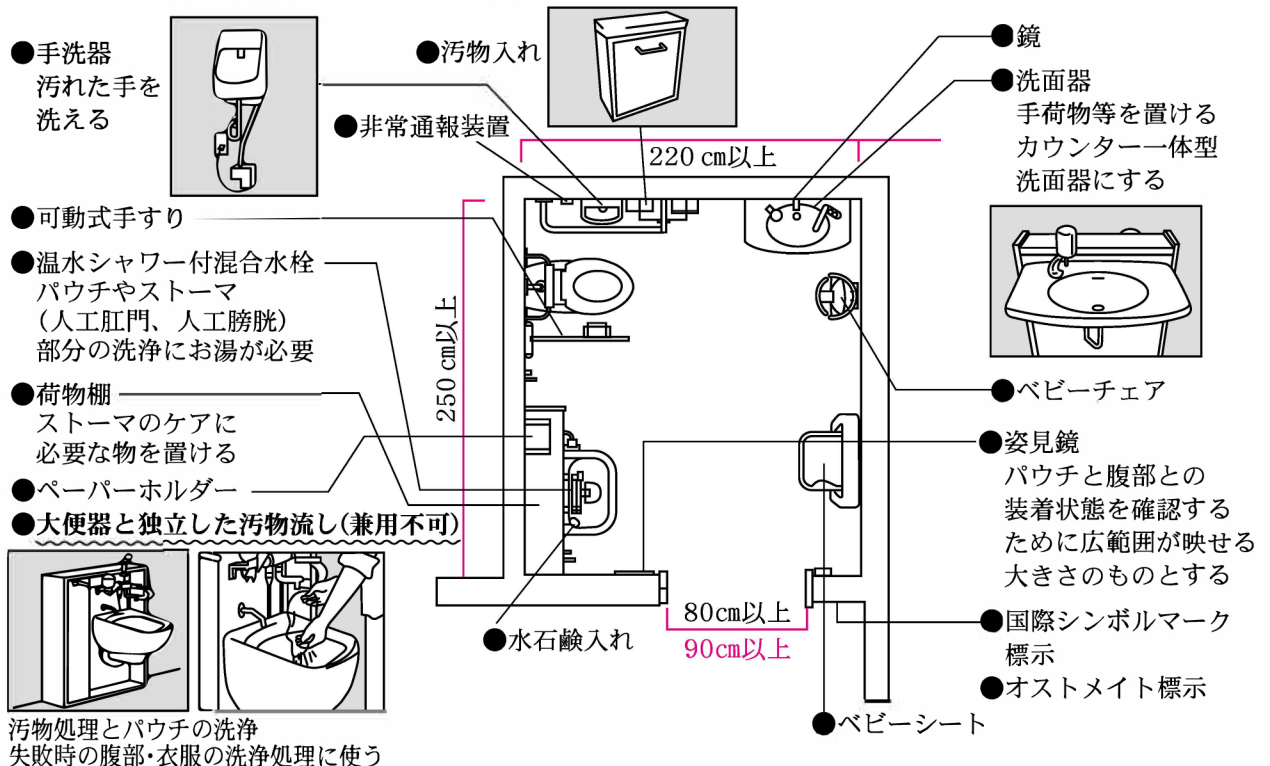
## 小便器・洗面器



## 洗面器



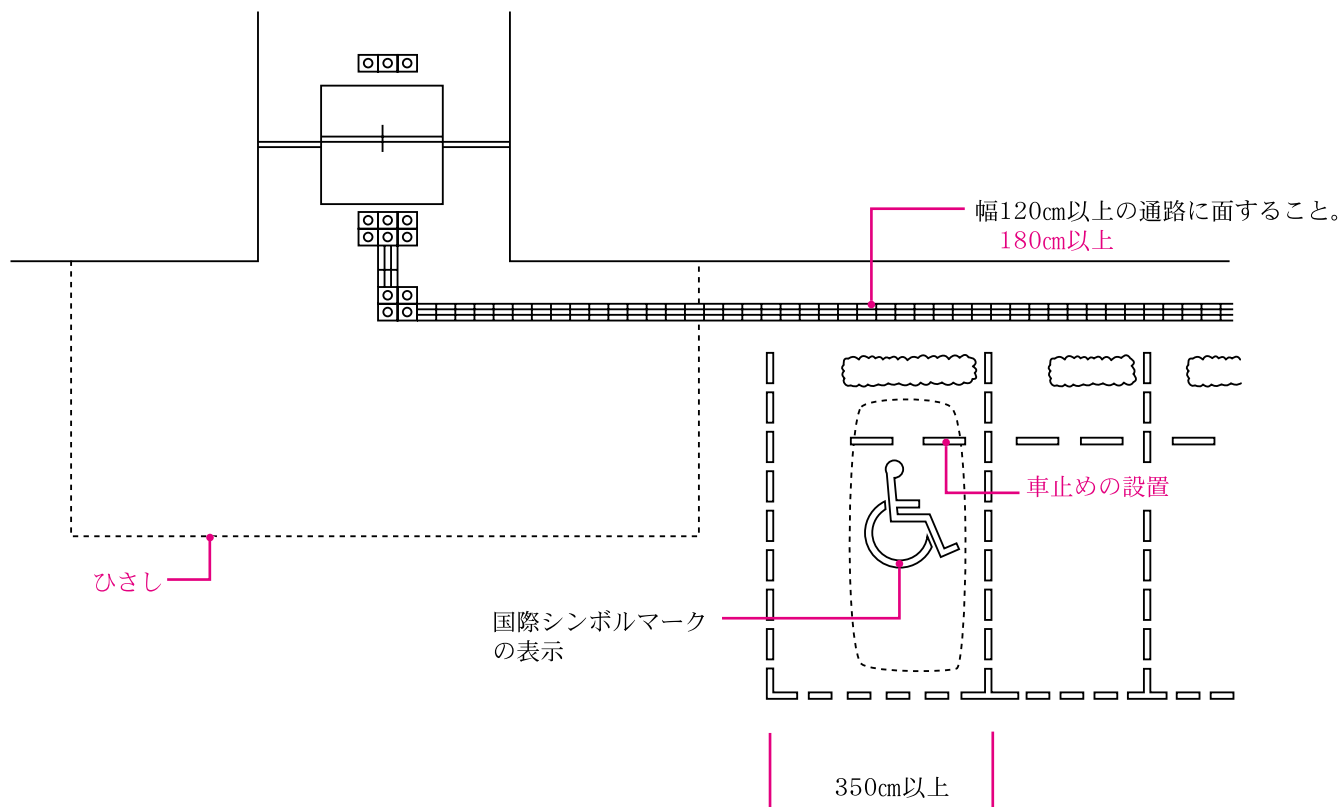
## オストメイト対応設備のある設計例



## 6 / 附属する駐車場

項目		整備基準	望ましい基準												
車いす使用者 駐車施設	数	<p>① 駐車場の全駐車台数が20を超える場合又は用途面積が2,000平方メートル以上の一般都市施設の駐車場においては、そのうち1以上に、次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を設けること（共同住宅を除く。）。</p>	<p>◎ 車いす使用者用駐車施設の数、次の数以上とすること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>全駐車台数</th> <th>車いす用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～50</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>51～100</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>101～150</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>151～200</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>201～</td> <td>×1/100+2台</td> </tr> </tbody> </table>	全駐車台数	車いす用	1～50	1	51～100	2	101～150	3	151～200	4	201～	×1/100+2台
	全駐車台数	車いす用													
1～50	1														
51～100	2														
101～150	3														
151～200	4														
201～	×1/100+2台														
位置 幅 表示	<p>① 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設へ通ずる<b>1</b>（出入口）<b>◆</b>（外部出入口）に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（<b>◆</b>に定める構造の駐車場内の通路又は<b>7</b>（敷地内の通路）に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができる限り短くなる位置に設けること。</p> <p>② 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>③ 車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p>	<p>◎ 車いす使用者以外の障がい者、高齢者、けが人、妊産婦等の歩行弱者のための通常幅の駐車施設を別途設けること。 歩行弱者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p>													
通路	<p>② 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、<b>7</b>（敷地内の通路）に定める構造とすること。</p>														

## 車いす使用者用駐車場の整備例



## 案内表示の例

### 駐車スペースと通路

